

# 向島堤の公園計画を巡る論争とその終局

東京府による景勝地の公園化構想に着眼して

上條 慎司<sup>1</sup>・齋藤 潮<sup>2</sup>

<sup>1</sup>非正会員 工学修士 小野寺康都市設計事務所  
(〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-8-10 9F, E-mail:kamijo@onodera.co.jp)

<sup>2</sup>正会員 工博 東京工業大学 環境・社会理工学院  
(〒168-0082 東京都目黒区大岡山2-12-1 W8-501, E-mail:saito.u.aa@m.titech.ac.jp)

明治政府が大々的に公園の新設・改修を打ち出した「市区改正計画」にて、舞台となった一つが江戸郊外の行楽地であった向島堤である。向島堤の公園化計画を巡っては「都市空間の改造を目論む計画者ら」と「江戸の景勝地の保存を望む人物ら」との間の意見の相違が垣間見えた。本稿では、近代以降の向島堤の空間改変に関わる計画検討経緯を、当時の議事録や地形図を照合しながらトレースすることで、計画に関与した主体の思惑の相違を明らかにした。また市区改正計画において、近世来の景勝地の保全・継承を意図して向島堤の公園化計画が立案されたものの、後継の計画にあたる帝都復興隅田公園は、史蹟の解体の元を実現されていたことを明らかにした。

キーワード: 向島堤, 隅田公園, 市区改正, 公園計画, 東京府

## 1. 序論

### (1) 背景と目的

明治6年の太政官布達によって導入された『公園』は近代のオープンスペースの再編手法の1つである。『公園』の計画にあたり、市区改正期には「衛生」「教育」「体育」、帝都復興期には「美観」「防災」などの計画言語が計画者の間で共有された。こういった都市全体に適応出来るという意味において普遍性を持つ言語を創出することで、空間の固有性を捨象したとも考えられる。

その間、計画対象となった1つの舞台が江戸郊外の行楽地であった向島堤である。明治18年に端を發する市区改正期には、江戸の景勝地として公園化の対象となり、大正12年の関東大震災後の帝都復興計画により、歴史性にも配慮した<sup>1)</sup>とされる隅田公園が竣工した。しかし空間改変を巡る議論を精査すると『都市空間の改造を目論む計画者ら』と『江戸の景勝地の保存を望む人物ら』との間の意見の相違が垣間見えた。ここには、近世来に醸成された空間の固有性と近代以降の計画言語との葛藤が表出している。

本稿は、①近代以降の向島堤の空間改変に関わる計画検討経緯をトレースし、計画に関与した各主体の思惑の相違を明らかにする事 ②向島堤の公園化から隅田公園の竣工に至る経緯を整理し、近世来の空間の固有性がどう歪曲・継承されたか明らかにする事を目的とする。

### (2) 既往研究と本稿の位置付け

向島堤が市区改正旧設計にて公園地として公認された事実に関しては、前島<sup>2)</sup>や田中<sup>3)</sup>が指摘しているが、その議論過程や計画・竣工に至る経緯にまで踏み入っていない。市区改正委員会については、それ以前の市区改正審査会の議論内容も含め、公園計画の目的とそれを要請した社会的背景について野嶋<sup>4)</sup>や小野<sup>5)</sup>が明らかにしている。このように近代以降の公園について、近代化の思想や方法を明らかにする研究が充実している一方で、近代化にさらされる中で失われた価値観を、丁寧に記述する研究は少ない。本稿はここに焦点を当て、向島堤の計画検討経緯のトレースを通して、構想の具体的内容、失された価値観を記述するものである。

### (3) 研究の方法

明治以降に近代都市計画・デザインの対象となる向島堤について、近世来の空間の特性、また明治20年代前後までの周辺地区の概況を地形図や寺社の史料から把握する。上記の情報と、市区改正委員会の議事録、計画図等を照合しながら「東京府議員」と「内務省官僚」との議論の内容、それぞれの発言の主旨を精査し、公園化に際しての思惑の相違を明らかにする。なお議事録の内容を補うため、適宜新聞記事も引用した。

市区改正期の議論・検討経緯を踏まえて、震災復興隅

田公園の建設に関する「隅田川保勝会」、「帝都復興院」の各々の主張の意図を読み解き、思惑の相違を明らかにする。

## 2. 江戸-明治初期にかけての 向島堤周辺の空間の変遷

### (1) 中世から近世における向島堤、寺社、田圃の関係性

向島堤沿いには幾つかの寺社が建ち並んでいた。各寺社の境内地内外には飲食店・茶店があり、寺社や百花園を合わせて隅田七福神を形成し、隅田川を渡って訪れる江戸市民にとっての行楽地を創出していた。寺社はその収入を経営費に充てていたと考えられる。

堤沿いの桜並木に関して、徳川将軍らが桜、柳などを植えたのを契機に、江戸末期から明治初期にかけては、百花園の経営者、三圃神社の永機宗匠、住人、為政者らが植樹を行った。三圃神社の永機は「華勸進」を作成し、神社に奉仕するという意味から植樹を募った。

後々公園計画の議論の焦点となる三圃神社は、17世紀前後の向島堤の築堤に際して当地に移設されている。移設前は田圃の中にあることから田中稲荷と称されていた。移設後の三圃神社は、堤の下に鳥居、参道を田の中に配しており「三圃の雁木より見れば、華表の笠木を堤においたるがごとし」「鳥居半出三圃畔云々<sup>7)</sup>とあるように、浅草側から隅田川を船で渡ってきた際に、鳥居が堤より頭を出している様子がよく謳われている。三圃神社に隣接する牛島神社の他、白髭神社、梅若社も堤沿いに境内地を構えていた(図-1、図-2)。また三圃神社と合わせて市区改正計画の焦点となる牛島神社周辺に広がる田圃は、中世に為政者から寄進されたものであった<sup>7)</sup>。13世紀前後には在庁官人の千葉常胤が幾許かの田圃、さらに北条氏の臣下景秀が先例に依り神領を寄進した。その当時の景秀の免状が神社には残されている<sup>8)</sup>。



図-1 文化初年(1804年)古図  
※「新選江戸名所図会 墨田区」(東陽堂支店, 1898)を着色

### (2) 明治以降の向島への都市化の伸展

明治22年1月、地租割家屋税に特別税が課されたため、貧民が居住地を求め郊外に移転しはじめた。当時の新聞には「…千住向島等の貸長屋は大流行ソレと見込む地主共はまた田地を潰して長屋を建て…」<sup>9)</sup>とある。また地

価が安い事が起因し、向島近辺への工場が建設され始めていた。

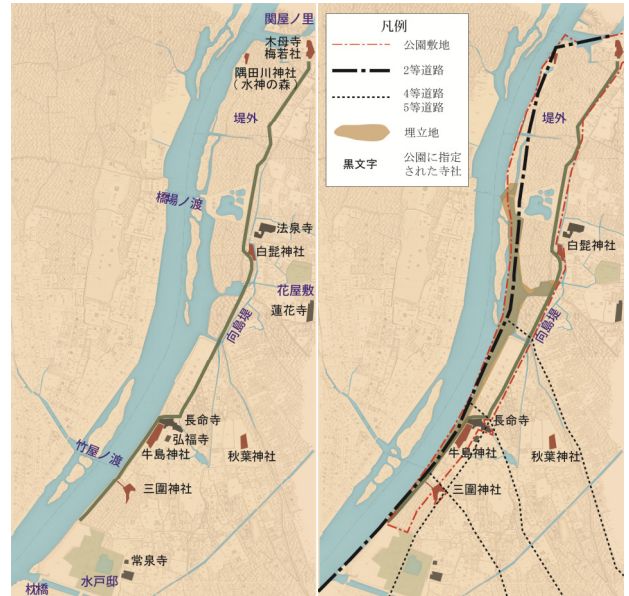


図-2 明治20-21年の向島

図-3 明治22年公示の市区改正計画(公園・道路・公園地指定された寺社)

※「5千分の1江戸-東京市街地図集」(地図編集資料編集会, 柏房社, 1988)をベース図に、「東京市区改正図」(藤森輝信, 本の友社, 1998)から市区改正計画案を重ね合わせて作成

## 3. 東京府議員による向島堤の 市区改正公園への編入

### (1) 東京市区改正委員会における郊外地の改正計画

明治21年から始まる市区改正委員会に於いては、明治18年の市区改正審査会において計画された図面を土台に計画案が作成された。しかし市区改正委員会においても、白紙の状態から線を引いた区域があった。下記は、第一回目の議会での芳川(内務省)の演説である。「市区の改正とは單に讀て字の如く郡部に亘(わた)る可らざるや甚だ明かなり然れども…飛鳥山御殿山大久保向島等の如きは府民の爲に一日も欠く可らざる勝地の地たり若し其地籍郡部に存るの故を以て市區改正の範囲外に置くとときは区内馬車の利便なるも區界に至ば頗る徒歩の勞を取らざるを得ざるの不利を蒙る…其場所々々に連る所の道路等は改正の区域内に入れて計畫をなしたり」<sup>10)</sup>として、市区改正計画は郡村部にまで及ばないことを基本にしつつも、飛鳥山、御殿山、大久保、向島等の景勝地へは、利便性に配慮し、道路の延伸計画を策定すると明言した。また、市区改正審査会においては内務省関係者が委員の半数以上を占めたのに対して、市区改正委員会においては東京府関係者が1/3以上を占めた。「今回市區改正區域を郡村の部へ擴むるため舊審査會に於て議定しざる豫

定の境界線以外に路線を延長することとなりて…櫻井（内務省）福地相原銀林芳野（左記4名東京府）の五氏が取調委員となりて昨今調査中とのよしなるが…」<sup>11)</sup>とあるように、郡村部へ市区改正計画を広めるにあたり、東京府議員らが調査を担った。つまり都心の計画は内務省が主導した市区改正審査会案をベースに議論が行われたのに対し、計画が白紙の状態にあった郡村部については、東京府議員にある程度の裁量権があったものと推察できる。

東京府議員らの計らいもあり『市区改正旧設計(M22年5月公示)』において、郡村部に位置する向島堤、道灌山、飛鳥山といった景勝地、また各方面に散らばる神社が公園地に指定された(図-4)。委員長芳川の郡村部に道路を延伸するという宣言があったのに対して、結果的には道路の計画に留まらず、近世来の景勝地や神社が公園地に指定された。

なお「公園ヲ新設シ若クハ之ヲ廣ムル地又ハ建物墳墓等ノ買上移轉其他従前ノ土地使用者ニ一時若クハ數年ニ手當金等ヲ支給スルノ諸費ハ市區改正費ヲ以テ支辨シ樹木ヲ栽培スル等總テ公園ノ美觀ヲ添フヘキ事ニ係ル費用ハ他ノ經費ヲ以テ之ヲ支辨スヘキ者トス」<sup>12)</sup>とあるように、公園用地の買収費用は市区改正委員会から歳出され、美観を整える費用等を東京府が負担する事になっていた。つまり東京府議員らは、環境を保全するための用地買収費用の捻出について懸念する必要はなかった。



図-4 市区改正旧設計における郡村部への公園配置計画

※「明治11年実測東京全圖」(明治前期内務省地理局作成地図集成 第1巻, 地図資料編纂会, 柏書房, 1998)に「東京市区改正図」(藤森輝信, 本の友社, 1998)を重ね合わせ作成

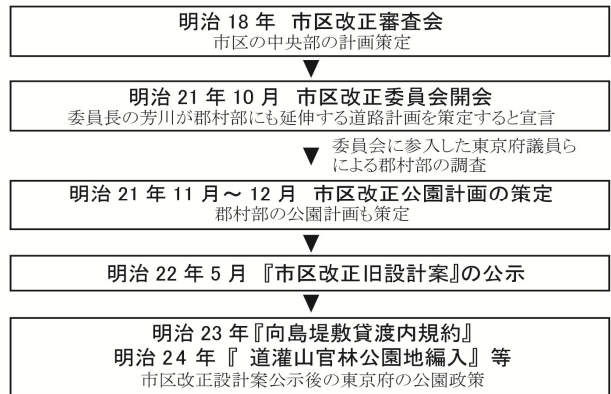


図-5 市区改正旧設計、郡村部への公園配置計画のいきさつ

## (2) 向島堤の公園化を巡る東京府と内務省の思惑の相違

こうして、向島堤、道灌山、飛鳥山などの景勝地を公園化する計画が策定された。特に向島堤に関しては、東京府議員が詳細に至るまで言及した計画である。この内容を『市区改正旧設計(M22年5月公示)』に至るまでの全28回(公園計画に関しては大きく3回)の議事録<sup>13)</sup>から把握した。議論の要点は下記4点に集約する事が出来る。

### a) 公園化の意図

明治21年10月16日の市区改正委員会第八回会議において、公園に関する一回目の議論が行われた。深川公園の議論に際し、芳野(東京府)は「…堤内ノ田圃並三圍邊ノ民地ヲ買上クルトシ…向島ヲ大公園ニ編入スルノ可否ヲ審議アランコトヲ望ム」、「三圍邊假令ヒ買上クルモ依然田圃ニ在シ置キ、又家屋ニハ製造場等ノナキ様制限ヲ設ケ、公園ノ區域ヲ廣メ其公園ニ至レハ田舎ノ風致ヲ一見シ得ルコト」と、『堤内』の民地・田圃を買い上げそのままし、製造場等が立地しない様制限を設ける事、田舎の風致を一望できる公園にする事を提案した。武藤(東京府)も「牛ノ御前近傍ノ古體」をそのままとし「天然ノ公園」としたいと主張した。このように東京府議員らは『堤内』の三圍神社、牛島神社、周辺の田圃に価値を見出し、市区改正公園に組み込むことで環境を維持する事を企んだのだ。一方で長與(内務省)は「…花季ノ頃ハ雑沓一方ナラス。折角ノ公園ニ爲スモ兒童ヲ伴フテ遊歩シ能ハサルノ現況ナレ」と混雑改善を理由に公園化に賛成した。この意見の差異は道路計画に反映される。

### b) 道路計画

翌11月の会議にて、東京府議員らが向島堤近辺の道路計画案を提示した(図-3)。芳野(東京府)は「向島公園區域ノ取調ヲ了シタ…向島公園ハ小梅村徳川邸脇ヨリ北へ堤他一圓關屋ノ里迄トシ…堤外ノ埋立地ニ第二等道路ヲ設クル見込ニシテ」と、川沿いを埋立て二等道路を配置するという案を説明した。更に東京府議員らは、向島堤に接続する道路を削除する事、格を下げることを提案している。田圃や向島堤に手を付けず、川沿いに大道

を設けることで、向島堤上の車馬の通行を排除しようとして画策したのであろう。

一方、長與(内務省)は向島堤について「公園ハ公園規則ニ據ラシメス車馬杯ノ通行ハ禁セサル方向ナリ」<sup>14)</sup>と発言し、この意見に東京府議員らが反論した。また内務省が内務大臣への報告書として策定した『市区改正委員会決議答申』には「向島隅田堤ノ如キハ、花時雑沓遊歩ニ便ナラザルヲ以テ、隅田川治水工事施工ト俱ニ堤外ニ一ノ大道ヲ設ケ…堤外道路敷ニ至ル間ヲ悉ク向島公園ト称シ、四時ノ遊覽ニ便ナラシメ、又小梅曳船通り第五等ノ道路ヲ設ケ、車馬往復ノ便利ニ供セントス。」<sup>15)</sup>と治水や交通の利便性を重視した記述がなされた。東京府議員らが『堤内』の環境を公園地として担保し、向島堤上は歩者専用とする事を意図したのに対し、内務省官僚らは『堤外』を公園とし、堤外の二等道路により向島堤の混雑を和らげるも、車馬の通行は排除しないという考えを持っていた。内務省官僚らは向島堤上の遊歩や眺望、田圃や寺社の保護よりも交通ネットワークの形成を重視したのだ。

#### c) 公園の運営

芳野(東京府)は向島を現在のままに放任しては、製造場が建設され「固有ノ風致ヲ害シ遂ニ公園地ニ適セサル土地トナル」とした。それを受け銀林(東京府)は「公園適當ノ營業ハ許可シ、貸下ケ地ヨリ収入スル地料ヲ以テ斬次ニ公園敷地ヲ買入レ、維持費ノ如キモ亦貸下地料ノ収入ヨリ支辨スル」として公園の運営方法を提案した。そして市区改正旧設計(M22)公示後、明治23年1月『隅田川堤敷地貸渡内規』<sup>16)</sup>が東京府会にて定められた。この規約は東京府や東京市が定め、芝・浅草・深川・飛鳥山・麴町公園に適用されていた『公園地使用規則』の内容を踏襲したものである。風致を保存するため堤沿いの営業の業種、建物の屋根を規制し、一年間の使用料の支払いを求めるものであった。銀林(東京府)が市区改正委員会にて提案した、公園地に適する営業は許可し、使用地料を公園敷地の購入費に当てるという方策が実施されたのだ。

#### d) 寺社境内地の公園化

芳野(東京府)が長命寺も公園地に組み込みたいとしたのに対し、銀林(東京府)は、寺には墓地があり、また葬儀に差し支えるため排除するとした。野嶋<sup>17)</sup>が指摘しているように、市区改正委員会において銀林は上知されていた神社の官林を公園化し、府の管轄とする事を主張しており、実際、明治26年までに道灌山・湯島・王子・根津・白山・高田神社の官林が府の公園地に編入されている<sup>18)</sup>。一方、芳野は市区改正委員会における道灌山公園の策定に際して「道灌山ト諏訪神社及ヒ花見寺(修性院・青雲寺・妙隆寺)ヲ合セ公園ト爲シテハ如何」<sup>19)</sup>と発言している。このように郡村部の公園化に際し、神

社を保護する銀林と、景勝地と寺社を一体的に公園化する事を望む芳野の2人の意見が反映され、景勝地と近辺の寺社とが一体的に公園地に指定された。向島公園に関しては、長命寺の他、三圍・牛島・白髭神社といった堤沿いの神社、また秋葉神社が公園地に組み込まれた。

## 4. 東京府・隅田川保勝会の構想の頓挫

### (1) 市区改正公園計画の転換

日清戦争を挟んで、市区改正委員会の委員も異動が数多くあった。向島公園は未だに開設されていなかったが、明治32年の会議にて、東京市が向島堤と周辺を公園地とし施設等を運営する見込みである事を市区改正計画案を附して申し出た<sup>20)</sup>。市区改正公園の用地の買収費用は、市区改正委員会から歳出される事になっていた事から、東京府議員らは、用地の買収を進めない市区改正委員会の実行を催促したと考えられる。しかし明治35年、経費の削減の必要性から市区改正計画を削減する事になり『市区改正新設計(M36)』では「市區改正経費ノ膨張ヲ避クル爲メ其最モ必要ナルモノノミニ止メ他ハ之ヲ削除シ其存置スルモノト雖モ止ムヲ得サルモノヲ除クノ外官有地ノ範圍ニ止メ民有地ノ部分ハ之ヲ減縮スル…」<sup>21)</sup>として『市区改正旧設計(M22)』にて公示した全49公園中27公園が削除された。郡村部の公園は全7公園中6公園が削除された。既設の飛鳥山以外の公園化計画は頓挫した。都心に片寄り公園が実現する事となり、東京府が狙った近世来の景勝地の公園化は実現される事がなかった。

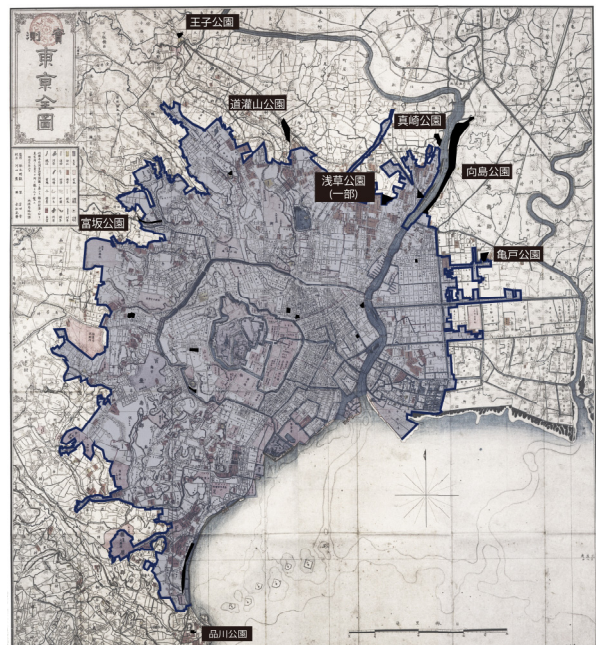


図-6 市区改正新設計にて棄却された旧郡村部の公園

※明治11年実測東京全図(明治前期内務省地理局作成  
地図集成 第1巻, 地図資料編纂会, 柏書房, 1998)  
に東京市区改正図(藤森輝信, 本の友社, 1998)を重ね合わせ作成

## (2) 隅田川保勝会の発足

明治41年の大洪水により向島堤の桜並木が被害を受け、また都市化の伸展により工場の建設も進んでいた。大正初期には三圍神社あたりと向岸の真乳山を結ぶ橋梁を架設する計画案が策定された。これに対し大正11年、黒板勝美をはじめ帝国大学の史学者らが反対運動を起こした。大正12年4月には『隅田川保勝会』が設立され(表1)、史学者らもその一員となった。『設立趣意書』には下記のように記述がある。「我國が戦後経済的大膨張の結果として…生活の悲惨が生じ…帝都内若くは其近郊に於ける自然美を保存し、名所舊跡を維持せんとするが如きは即ち其一手段であらうと思ひます。…東京市にては…鐵橋を架設する計畫を立て、田を三圍の遺跡として告朔の餼羊として僅に存する蓮田を始め、神社境内の主要部をも取佛ふことになりました。この事件は…破壊せられた隅田川勝景中で、このみが僅に残喘を保っているものの一つであることを考へれば、三圍神社の破壊は東京市民の爲めには大なる禍と云はなければなりません。」<sup>20)</sup>

保勝会の発起人には、史学者らの他、明治神宮造営計画の関与者が多くいた。つまり保勝会は、中世から近世の旧蹟、または国家の祭祀として、三圍神社と周辺の田圃に価値を見出し保存を訴えたとも考えられる。

その後の大正12年9月、関東大震災により三圍神社は被害を免れたが、牛島神社や向島堤の桜は大きな被害を受けた。これを受け帝都復興事業において向島堤の公園化(=隅田公園の建設)が再検討される。計画策定の舵を切った後藤新平が『隅田川保勝会』の一員であったことから、『隅田川保勝会』の思想は隅田公園の計画・設計に相応の影響を与えたものと推察できる。

表-1 隅田川保勝会発起人(年齢・役職は大正12年当時)

	年齢(生誕)	当時の役職	備考	出身地
田村剛	32歳(明治23年)	内務省衛生局保健課	大正7年『造園概論』	(岡山県)
三上参次	57歳(慶応元年)	文学博士(帝国大学)	大正期に『明治天皇御紀』の編修を主宰	播磨藩(兵庫県)
八代園治	50歳(明治6年)	文学博士(帝国大学)	『国史大辞典』の編集、『吾妻輪の研究』、『国史叢説』など	小更津県(千葉県)
黒板勝美	48歳(明治7年)	文学博士(帝国大学)	明治神宮宝物殿の建設を提示	(長崎県)
萩野仲三郎		文学博士(帝国大学)	明治神宮造営に関与	
阪谷芳朗	60歳(文久3年)	貴族院議員	東京市長の期間(大正元年~4年)、明治神宮、乃木神社の造営に尽力	(岡山県)
浅澤榮一	83歳(天保11年)			武蔵国(埼玉県)
後藤新平	65歳(安政4年)	東京市7代目市長	関東大震災後には帝都復興院総裁に就任	陸奥国(岩手県)
三井 高棟	66歳(安政4年)	10代目三井家当主	近世、三井家は三圍神社の経営に関与、寺社の修繕の補助金の援助	江戸(東京)
床次竹二郎	56歳(慶応2年)	内務大臣兼鉄道院総裁		薩摩(鹿児島)
星野繩	67歳(嘉永7年)	衆院議員	東京印刷株式会社を設立	播磨藩(兵庫県)
井下清	28歳(明治17年)	東京市公園課長	東京市の公園改良事業に携わる	
太田久七				

■ 当初橋梁建設に反対運動を起こした人物  
 ■ 明治神宮造営の関係者

## (3) 隅田公園の建設を巡る隅田川保勝会と

### 震災復興局の思惑の相違

昭和5年竣工の隅田公園(図-7、図-8)を手掛けた折下吉延は設計を下記のように解説している。「墨堤は江戸時代からの勝地で三圍神社、牛島神社、長命寺等の史蹟

も多いので其等を保存すると同時に…堤防は現在の六間幅のものを土基に約十八間幅に擴張し見事な桜並木を復活せしめ延長七百餘間の堂々たる公園道路を造る予定である。…完成後は公園道路として交通を整理し所謂「ヘビートラフィック」は他の新路線に廻し「ライトトラフィック」に限定し櫻の名勝地としての面目を一新せしむる計畫である」<sup>20)</sup>として、史蹟を保存しつつ、公園道路を導入することで交通負荷を低減する計画・設計であると主張した。

これに対し、昭和6年、隅田川保勝会は「復興事業は大正11年來我が隅田川保勝会が…主張し來つた説を參酌して隅田川沿岸史蹟名勝保存の意義を以て隅田建設としふことになつたが、復興院が復興局となると共に、最初復興院總裁(後藤新平)が我々の意思を尊重して計畫されたる隅田公園も、米國々家論者たる復興局技術者に依て没却され、のみならず向島の心臓たる牛島神社を犠牲にしたる如きは誠にかなしむべき問題ではある…」<sup>20)</sup>として、設計に納得していなかった。

田中<sup>20)</sup>が指摘しているように向島堤付近に『公園道路』を建設するというアイデアは震災前から提案されていたものであった。後藤が震災復興局の総裁であった際に描いた『帝都復興計画概念図』(図9)では隅田公園と亀戸付近の公園を繋ぐように公園道路を配しており、隅田公園に公園道路を導入するというアイデアではなかった。また後藤が描いた隅田公園の敷地範囲は、『市区改正旧設計(M22公示)』のそれとはほぼ一致していたが、実際隅田公園として竣工したのは、南側半分のみであった。つまり隅田保勝会が指摘しているように、『復興局』から『復興院』に計画主体が移行するに際して、隅田公園の計画範囲が縮小されると共に、計画コンセプトも歪曲されたと推察できる。また『公園道路』の竣工に際し、牛島神社は林泉式庭園の背後に移設され、三圍神社の参道周囲の敷地も埋め立てられた(図9)。神社と遊歩道の間には車馬の道路を挟む事になった。つまり折下らは桜並木の復活として、歩車分離を計った『公園道路』を実現したが、実際は史蹟を再編成したと言える。



図-7 隅田公園竣工写真

「土木アーカイブス 震災復興公園関係資料 3」



図-8 隅田公園平面図

「土木アーカイブス 震災復興公園関係資料 1」を着色

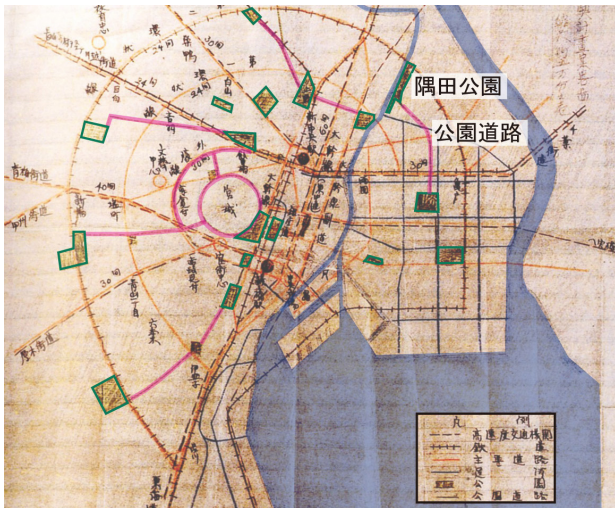


図-9 後藤新平による帝都復興計画概念図  
「後藤新平 日本の近代をデザインした先駆者」  
(pp103, 東京市政調査会)の一部を着色



図-10 隅田公園竣工写真  
「土木アーカイブス 震災復興公園関係資料21」

## 5. 結論・考察

(a) 市区改正設計(M22)において公示された向島公園について、市区改正委員会のメンバー芳野ら東京府議員は、堤上を遊歩者に解放して近世来の田園眺望を味わわせることを構想した。その構想には、堤内の三圃・牛島神社と周辺の田圃を都市化から保護する意図が含まれていた。この田圃は中世に為政者より両社に寄進され、近世にそのことが語り継がれてきたものであった。芳野らは、向島堤を含む周囲の田圃を市区改正公園に指定し、堤上の敷地を営業者に貸し渡す事で資金を調達し、暫時に公園敷地を買い上げ、神社周辺を田圃のまま留めるという運営プロセスを描いていた。芳野らは、向島以外にも、近世来の景観、寺社の保護を意図して道灌山公園などの郡村部の公園計画を提案した。

(b) これに対し、同じく市区改正委員会のメンバーで内務省官僚の長與らは、車馬の通行に供する道路計画を重視し、堤上の車馬は排除せず、堤外地の一部を別途公園化して遊歩者に解放することを想定していた。かれらは都心部との交通のネットワークを重要視し、車馬の混雑緩和対策に堤上の道路そのものを組み入れていた。また、予算不足から市区改正設計の内容が縮小、改訂されていく中で、東京の整備は都心部に集約される傾向を強

め、芳野らが近世来の景観の保護を意図して提案していた郡村部の公園計画は棄却された。

(c) その後、関東大震災によって壊滅的となった東京で、向島では隅田公園の建設が計画されることとなった。復興院および設計者の折下は隅田川保勝会の意見を受けて「史蹟の保存」を謳ったが、桜並木のプロムナード(=公園道路)を実現するために牛島神社を移転するなど、隅田公園は近世来の土地の歴史的な文脈の解体のもとに実現された。ただし計画当初は、市区改正向島公園の計画のように寺社、田圃、民地を含む範囲を公園地に組み込む計画案が、隅田川保勝会の意向を汲んだ後藤新平(帝都復興院総裁)により構想されていた。

## 参考文献

- 1) 越澤明, 東京都市計画物語, ちくま学芸文庫, pp. 68-73, 2001
- 2) 前島康彦, 東京公園百年史話, 東京都公園協会, 1989
- 3) 田中正大, 日本の公園, 鹿島出版会, 1974
- 4) 野嶋政和, 明治後期・東京におけるオープンスペースの近代化プロセス国民国家-市民社会のオープンスペースの系譜 京都大学農学研究科環境デザイン学研究室, 1997
- 5) 小野良平, 東京市区改正委員会の公園計画における配置計画とその衛生行政との関連, ランドスケープ研究63(5), 日本造園学会, 2000
- 6) 永峯光寿, 三圃稲荷略縁, 清水組, 1935
- 7) 朝倉治彦, 日本名所風俗図会4, pp. 548, 1980
- 8) 牛島神社社務所, 牛島神社誌, 牛島神社社務所, 1915
- 9) 朝日新聞朝刊, 明治22年3月12日
- 10) 朝日新聞朝刊, 明治21年10月10日
- 11) 讀売新聞, 明治21年10月20日
- 12) 藤森照信, 東京市区改正議事録第1巻, pp. 126, 本の友社, 1987年
- 13) 東京市史稿 市街篇 第七十五巻, pp. 308-309, pp.322-323
- 14) 東京市史稿 市街篇 第七十六巻, pp. 153
- 15) 東京市区改正計画業誌, 本の友社, 1987年
- 16) 東京市史稿 市街篇 第七十八巻, pp. 884-887
- 17) 野嶋政和, 明治後期・東京におけるオープンスペースの近代化プロセス国民国家-市民社会のオープンスペースの系譜, 京都大学農学研究科環境デザイン学研究室, 1997
- 18) 東京市史稿 遊園篇 第七巻, pp. 148
- 19) 東京市史稿 市街篇 第七十五巻, pp. 748-749
- 20) 藤森輝信, 東京市区改正委員会議事録第11巻, 本の友社, pp. 54, 1987
- 21) 藤森輝信, 東京市区改正委員会議事録第14巻, 本の友社, pp. 16, 1987
- 22) 永峯光壽, 隅田川名勝独りあゆみ, 隅田川保勝會, pp. 105-108, 1931
- 23) 土木建築工事畫報 大正15年1月号, 工事畫報社
- 24) 藤森輝信, 東京市区改正委員会議事録第14巻, 本の友社, pp. 23-24, 1987
- 25) 田中重光, 近代都市計画における公園道路の成立に関する研究-大正から戦前までの東京都市計画案を事例に-, 都市計画論文集(33), 日本都市計画学会, pp.301-306, 1998